



目次	ページ
規則	
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	(9・30掲示) 1
告示	
○保安林の指定予定の通知 (11件)	(治山林道課) 1
○道路の区域変更	(道路課) 3
○道路の供用開始	(") 3
高知県収用委員会公告	
○公示による送達	(10・7掲示) 3

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年9月30日（掲示済）
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第66号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。
別表中「高知県水産試験場」を「高知県水産試験場 高知県水産試験場古満目分場」に改める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第547号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成28年10月11日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市室戸岬町字トヨヲカ6880の110
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トヨヲカ6880の110（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第548号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成28年10月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
安芸市下山字井ノ屋舗796、2365の3、2365の4、2365のロ

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井ノ屋舗796・2365の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第549号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。
平成28年10月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
南国市外山字松原646の3、字ツエ佐古195、197から203まで、204の1、204の2、205、206、209から212まで、672

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び南国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第550号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成28年10月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市小筑紫町小筑紫字上櫛引山511の11

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上櫛引山511の11（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第551号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐須崎字九代ノ松314、宇山神坊807の1、807の2、808の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇山神坊807の1・807の2・808の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第552号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町根木屋字トヤトコ1665の3、字小泉1096の2、1666の1、1666の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トヤトコ1665の3・字小泉1096の2・1666の1・1666の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第553号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町杉字北竹ノ本789、790、字下瀬戸809から811まで、字上セト841、843から849まで、字上成864の2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第554号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町小川東津賀字丸石ノ下1360の1、上八川下分字本荒11724
- 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸石ノ下1360の1・字本荒11724（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第555号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡構原町横貝410、450
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
横貝410・450（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第556号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。
平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大正大奈路字竹ノ谷924の66
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第557号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町才角字中ケ市山1621の1、1621の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ケ市山1621の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡樽原町佐渡 662番地先から 高岡郡樽原町中平下 鷹取山国有林4048林 班ろ小班まで	前	11.8 }	363
	後	27.5 }	346
		67.9	

高知県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年10月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市二ノ宮字庚申ノ尾山 3914番18から 宿毛市二ノ宮字庚申ノ尾山 3914番50まで	113	平成28年10月11日

取 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定によ

り送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成28年10月28日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成28年10月7日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書類の種類
平成28年10月5日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
 - (1) 高知市春野町西畑字本割1524番14及び1524番56、字十八間割1529番11並びに字横割2110番30の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者
居所不明。ただし、住民票の住所
広島県呉市川尻町東一丁目13番25-204号 徳能 洋一
居所不明。ただし、住民票の住所
大阪府大阪市此花区高見三丁目16番8号 上田 弘稔
住所及び氏名不明 亡川内英子の相続人
 - (2) 高知市春野町西畑字本割1524番14及び1524番56、字十八間割1529番11並びに字横割2110番30の土地の所有者兼関係人（物件所有者）となることあり得るとして起業者国土交通大臣が裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行った次の者
住所及び氏名不明 亡土居馬吉の相続人